## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抄)

平成十八年六月二十一日 法律第九十一号 最終改正平成二十六年六月十三日 法律第六十九号

### (定義)

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
  - 三 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
  - 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
  - 十五 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
  - 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同 住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、こ れらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
  - 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
  - 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
  - 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

#### (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に 適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (特定建築物の建築主等の努力義務等)

**第十六条** 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特 定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならな い。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要がある と認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築 物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

## (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

**第十七条** 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 特定建築物の位置
  - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
  - 三計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
  - 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
  - 五 その他主務省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持 保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
  - 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑 に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に 関する基準に適合すること。
  - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項(同 法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請 書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定 に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けるよう申し出る ことができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準 用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一 項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする 場合について準用する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(抄)

平成十八年十二月八日 政令第三百七十九号 最終改正平成二十八年三月三十一日 政令第百八十二号

#### (特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和二十五年法律 第二百一号)第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百 四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造 物群を構成している建築物を除く。)とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い の用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

## (特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用する ものに限る。)
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに 限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営 すe店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの 用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

#### (建築物特定施設)

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の涌路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

## (基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

**第九条** 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計二千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル)とする。

#### (建築物移動等円滑化基準)

**第十条** 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

### (ホテル又は旅館の客室)

**第十五条** ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
    - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
      - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
      - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して 通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - 二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造である こと。
    - ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

## (移動等円滑化経路)

**第十八条** 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
- 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合当該車いす使用者用駐車施設から 利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
  - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
    - イ幅は、八十センチメートル以上とすること。
      - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過 できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者 用便房の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車い す使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

#### 附則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者 用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

## 附則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号) の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造 及び配置に関する基準を定める省令(抄)

平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十四号

#### (建築物移動等円滑化誘導基準)

**第一条** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

## (ホテル又は旅館の客室)

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 出入口は、次に掲げるものであること。
    - イ幅は、八十センチメートル以上とすること。
    - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過 できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - 二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数 の者が利用する便所が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設け られている場合は、この限りでない。
    - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
    - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ 及び口に掲げるものであること。
  - 三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室 等(以下「車いす使用者用浴室等」という。)であること。
    - ロ 出入口は、次に掲げるものであること。
      - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
      - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して 通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造 及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

#### 附則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。